

女性の能力や役割についての
固定的な考え方を見直そう



労働省婦人局

女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう

1975年(昭和50年)の「国際婦人年」と、これに続く「国連婦人の10年」(1975年～1985年)においては、あらゆる分野に女性が男性と等しく参加することと、男女の役割と責任に対する固定的な考え方を変えることが強調され、世界の国々で「平等・発展・平和」を目標とした婦人のための諸活動が展開されてきました。

我が国においてもこの10年の間に、民法、国籍法の一部改正、男女雇用機会均等法の制定等、婦人の地位向上のための法律や制度の整備が行われました。

しかし、家庭、地域、職場において婦人の地位を実際に向上させていくためには、法律上や制度上の枠組みが整っただけでは不十分で、女性自身の意欲と能力の向上をはじめ、社会に根強く残っている女性の能力や役割に対する固定的な考え方を見直す必要があります。

1985年に開催されたナイロビ世界婦人会議で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」においても、また女子差別撤廃条約においても、女性に対する固定的観念が平等を阻むものとして、その解消を求めています。

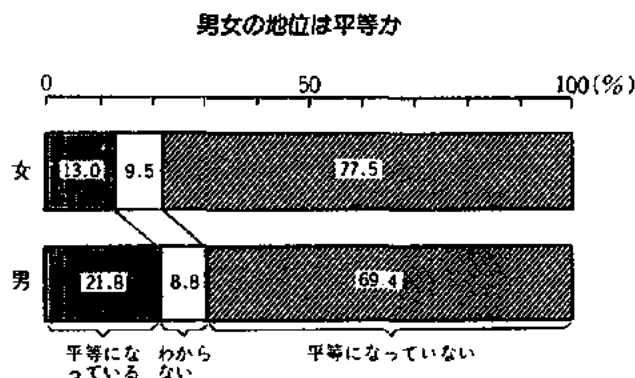
現在「ナイロビ将来戦略」の国内施策への取り入れ等婦人に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくため「西暦2000年に向けての新国内行動計画(仮称)」の策定の検討作業も行われています。

そこで本年は、西暦2000年に向けて、真の男女平等を目指すため、男女双方の自覚と社会全体の気運の醸成を促すことを目的として第39回婦人週間を実施します。

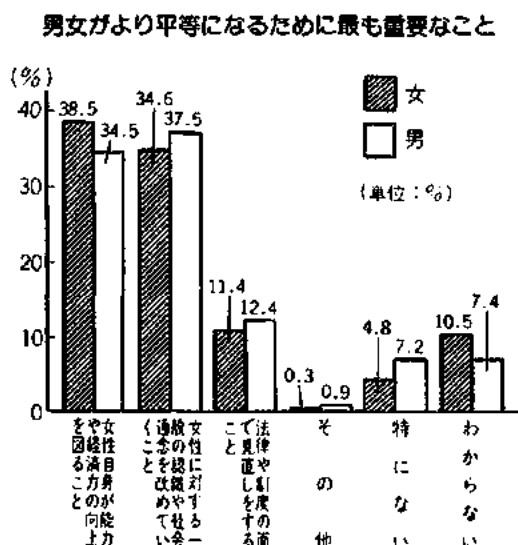
I. 男女平等を実現していくためには、女性の能力や役割についての認識や社会通念を変えることが必要だと考えられています。

「男女の地位が不平等」と考える女性の割合は高く、8割近くになっています。

男女がより平等になるために最も重要なものとして、女性自身の努力や社会通念等の変更をあげる人が多くを占めています。



資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)



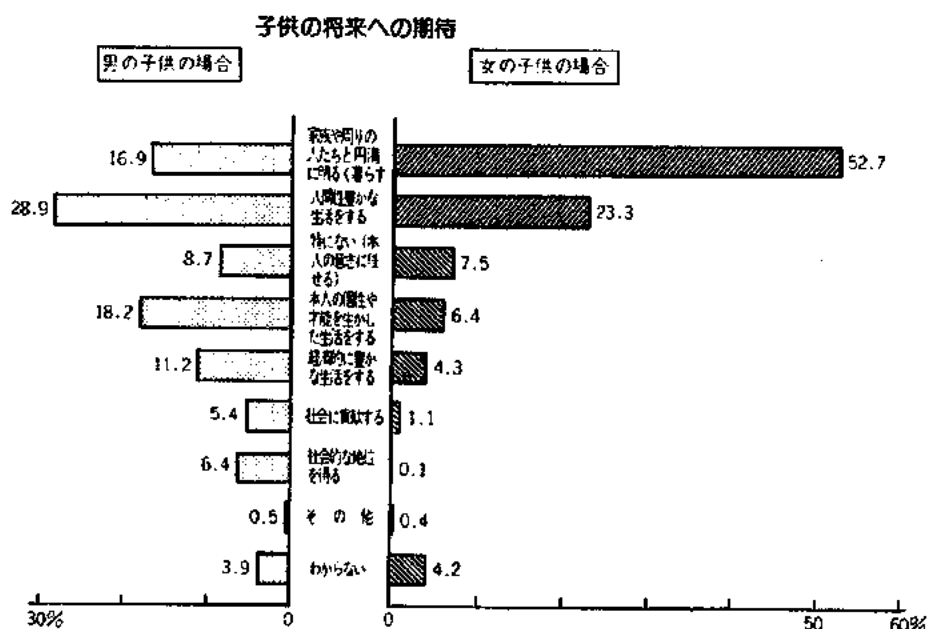
資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)

II. 家庭、地域、職場において次のような意識や状況がみられます。 改めて見直してみましょう。

(1) 家庭・教育において

子どもの将来への期待は、「男の子」と「女の子」では差がみられます。

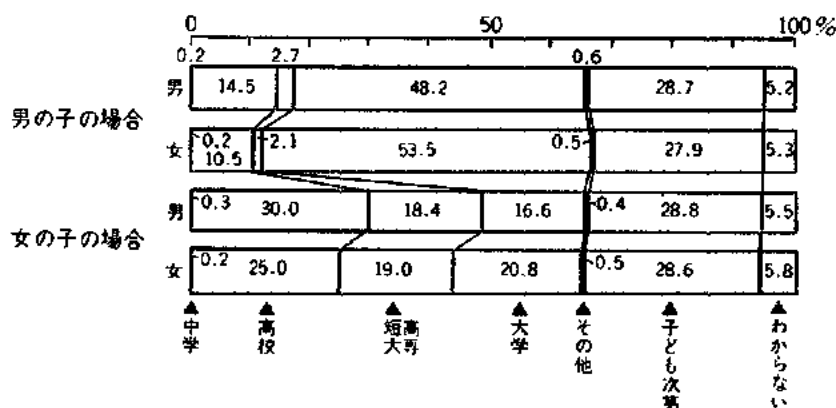
- 「男の子だから」「女の子だから」というしつけをしていませんか。



資料出所：総理府「家族・家庭に関する世論調査」(昭和61年)

- 子どもの教育レベルを「男の子」は大学まで、「女の子」は高校・短大までと区別していませんか。

子どもの教育程度について、どの程度まで受けさせたらよいと思うか。

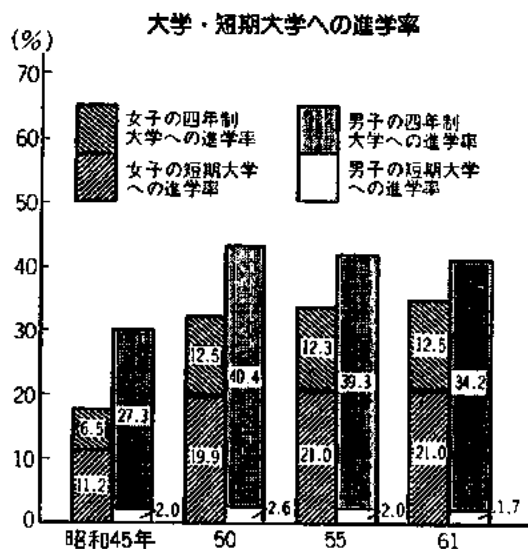


資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)

四年制大学への進学率、専攻分野に男女差がみられます。

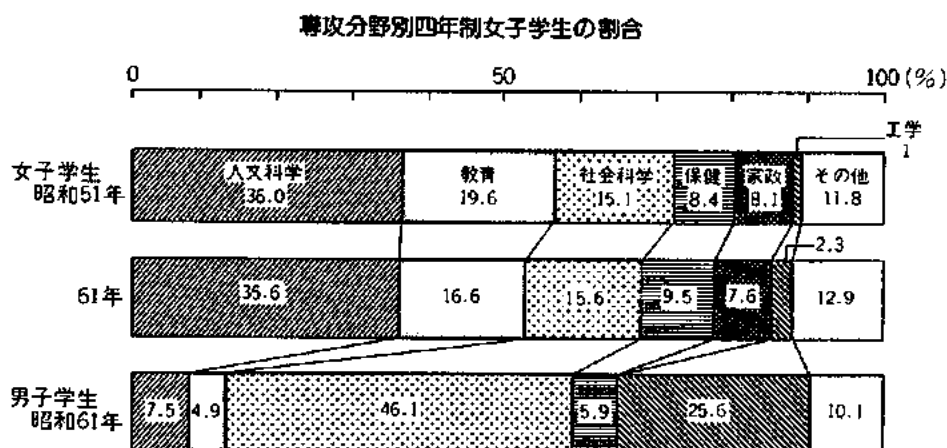
高校への進学率は、女子が男子を上回っていますが、男子の3分の1が四年制大学に進学するのに対し、女子は短期大学へ進学する者が多く、四年制大学へ進学するものは13%です。

また四年制大学でも、専攻分野には男女間で大きな違いがあります。



資料出所：文部省「学校基本調査」。

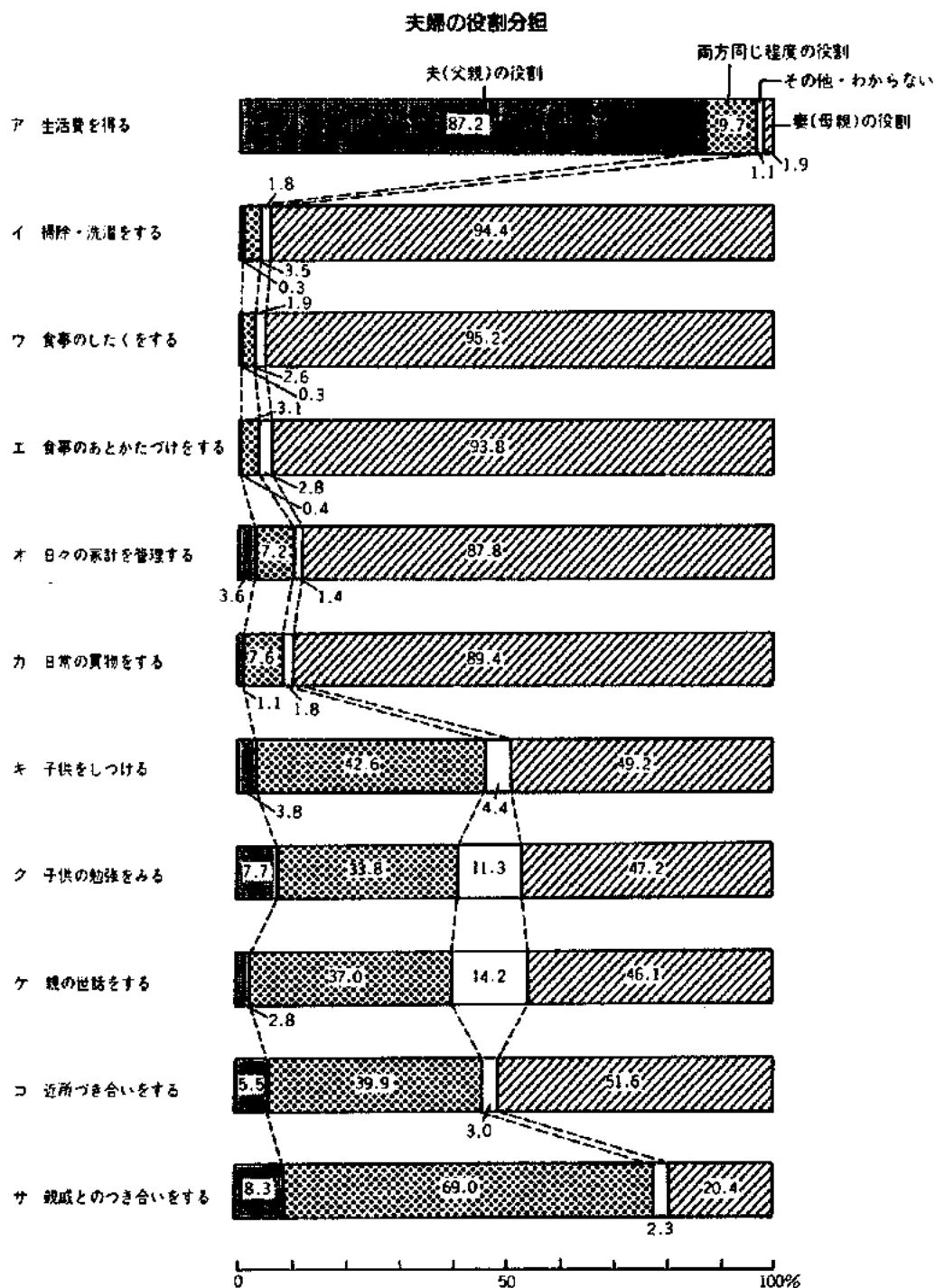
(注) 大学・短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$



資料出所：文部省「学校基本調査」。

家庭において「家事・育児・老親の世話は妻の仕事だ」という意識は根強いようです。

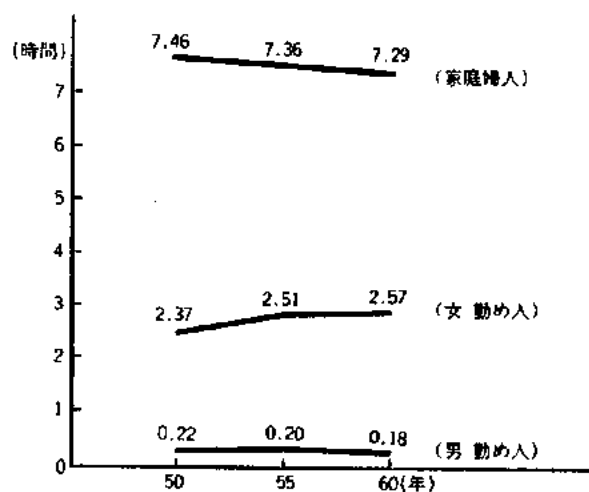
夫婦の役割分担を固定的に考える傾向は根強く、実際、日常的な活動において、掃除・洗濯、食事の仕度、買物は妻が主に担っているようです。



資料出所：総理府「家族・家庭に関する世論調査」(昭和61年)

女性の「家事・育児」の負担は、仕事を持っている男女を比べても大きくなっています。

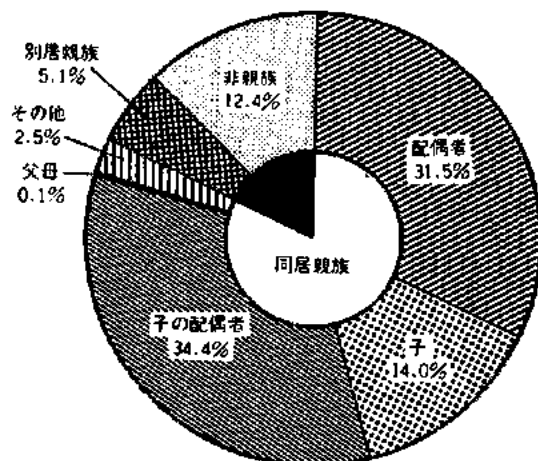
家事時間(平日)の推移



資料出所：NHK「国民生活時間調査」

ねたきり老人の主たる介護者の約9割は女性です。また、続柄別にその構成割合をみると、介護者の82.5%が「同居親族」であり、同居の子の配偶者や、配偶者が大きな割合を占めています。

「ねたきり老人」の介護者の続柄別構成割合



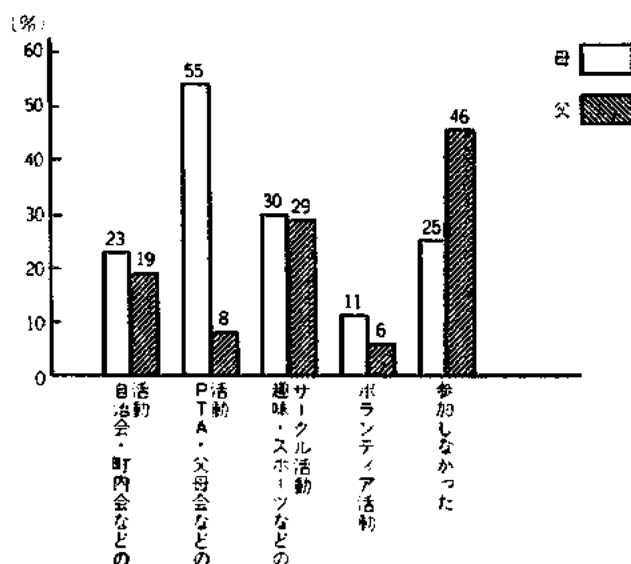
資料出所：厚生省「厚生行政基礎調査」(昭和59年)

② 地域において

社会的活動の場合において、「男性」と「女性」の役割を固定的に考えている例もみられます。

町内会やPTA等の活動は主として女性が担っていることが多いものの、「長」は男性が多く占めているのが現状です。

この1年間、このような活動をしたことがありますか (M.A)



資料出所：国立婦人教育会館「母親の就業と家庭教育についての研究調査」(昭和51年)

組織の長の男女別状況

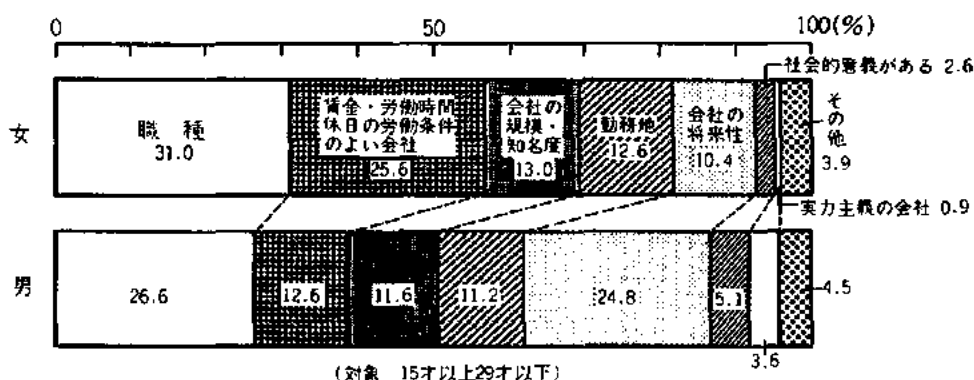
女	男	(%)
3.9	96.1	(組織計)
1.5	98.5	(町村会)
4.6	95.4	(PTA)

資料出所：労働省「地域における男女の共同参加についての調査」(昭和57年)

③ 職場において

会社等を選ぶとき、最も重視した条件は、男女とも「職種」を挙げた人がいちばん多いのですが、他の条件においては男女に差がみられます。

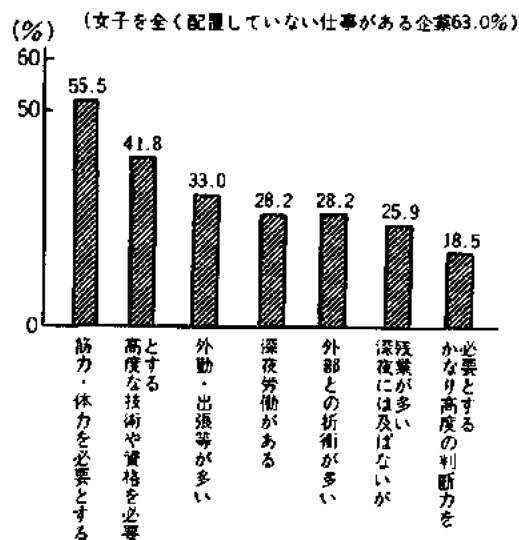
初めて会社等を選ぶとき、最も重視した条件



資料出所：労働省「若年者就業実態調査」(昭和60年)

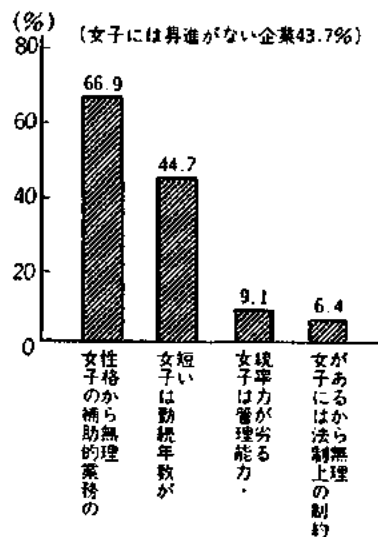
●「女性に補助的な仕事」など、その活用の範囲を限定していませんか。

女子を配置していない仕事の特徴(M. A.)



資料出所：労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」(昭和59年)

女子には昇進機会がない理由(M. A.)



資料出所：労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」(昭和59年)

III. 婦人の政策決定への参加はまだ低調です。

婦人の投票率は男性の投票率を上回っているものの、国会や地方議会の議員のうち婦人の占める割合は、ごくわずかです。

議員中の婦人の状況

区 分	昭 和 61 年			55年の 婦人の割合	50年の 婦人の割合
	総 数	うち婦人	婦人の割合		
国 会 議 員	763人	29人	3.8%	3.4%	3.4%
衆 議 院	512	7	1.4	1.8	1.5
参 議 院	251	22	8.8	6.8	7.2

地方議会議員	昭 和 60 年				
	総 数	うち婦人	婦人の割合		
都道府県議会	68,911	1,102	1.6	1.1	0.9
市・区議会	2,857	38	1.3	1.2	1.1
町 村 議 会	20,761	674	3.2	2.4	2.0
	45,293	390	0.9	0.6	0.5

資料出所：衆院・参院各事務局、労働省調べ

(注) 国会議員は、昭和61年10月、55年7月、50年10月の状況であり、地方議会議員は、昭和60年12月31日、55年6月1日、50年12月31日現在の状況である。

また、中央レベルに設置されている審議会委員のうちの婦人の割合も高まってきてはいますが、まだ、5.8%です。

各種審議会等委員中の婦人の状況

区 分	審議会 総数	うち女子 を含む審 議会数	女子を含 む審議会 の比率	委員数	うち女子	女子の 比率
昭和50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
61年6月1日	206	116	56.3	4,709	273	5.8

資料出所：総理府調べ

(注1) 国の地方支分部局等を含まない国の中央段階のものみの数字である。

(注2) 調査時点において、活動を停止したり、又は任命手続中の審議会等は、この統計表には含まれていない。

管理職への女性の進出も進んではいるものの、男性と比べればまだまだです。

国家公務員指定職および行政職(一)2等級以上の女子

(人)

▶公務員

区 分	指 定 職		行 政 職 (一)				計	
			1 等 級		2 等 級			
	総 数	女 子	総 数	女 子	総 数	女 子	総 数	女 子
昭和 50年度	1,271	1 (0.1)	1,146	1 (0.1)	4,521	18(0.4)	6,938	20(0.3)
55年度	1,559	3 (0.2)	1,418	6 (0.4)	5,041	33(0.7)	8,018	42(0.5)
59年度	1,623	2 (0.1)	1,445	12(0.8)	5,370	35(0.7)	8,438	49(0.6)

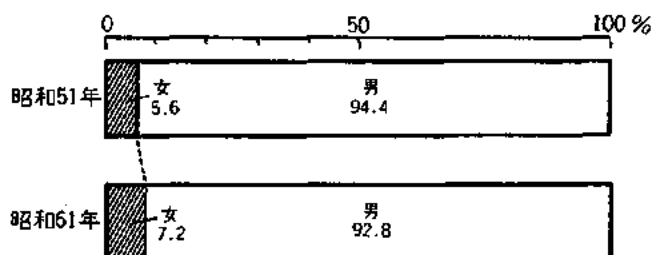
資料出所：人事院「国家公務員任用状況調査報告」

(注1) () は総数に対する女子の比率

(注2) 各年度末現在の数字

管理的職業従事者

▶民間企業

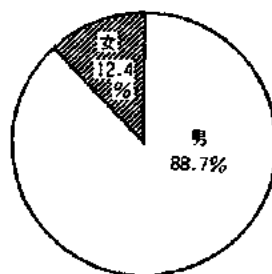
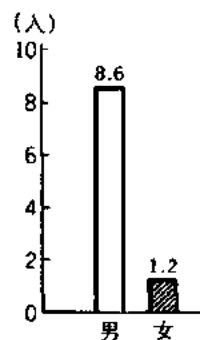


資料出所：総務庁「労働力調査」

労働組合における方針決定への女性の参加もまだ十分とはいえません。

労働組合における平均執行委員数

同 構成比



資料出所：労働省「労働組合実態調査報告」(昭和58年)



第39回婦人週間実施要綱

1 趣 旨

我が国の女性が初めて参政権を行使した4月10日を記念して、この日に始まる1週間を「婦人週間」として、昭和24年以来婦人の地位向上のための活動を全国的に実施している。

特に、1975年（昭和50年）の国際婦人年とこれに続く「国連婦人の10年」においては、あらゆる分野に女性が男性と等しく参加すること及び男女の役割と責任に対する固定的な考え方を変えることが強調され、世界の国々で「平等・発展・平和」を目標とした女性のための諸活動が展開されてきた。

我が国においても「国連婦人の10年」の間に、民法、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定等婦人の地位向上のための法律や制度の整備が行われた。

しかし、家庭、地域、職場において婦人の地位が実際に向上していくためには、法律上、制度上の枠組みが整っただけでは不十分であり、女性自身の意欲と能力の向上を始め、社会に根強く残っている女性の能力や役割に対する従来の固定的な考え方を見直すことが必要である。

このような役割分担意識の解消は、ナイロビ世界婦人会議で採択された「婦人の地位向上のための将来戦略」においても女性に関する固定的観念は、平等に対する障害となっているとの認識の下にこれを完全に除去することがうたわれている。また、女子差別撤廃条約においても、男女の定型化された役割に基づく偏見、慣行の撤廃を実現するため社会的及び文化的な行動様式の修正を求めている。

そこで本年は、西暦2000年に向けて、真の男女平等を目指すため、いまなお残存する男女の固定的な役割分担意識を見直すことを目標として、第39回婦人週間を実施する。

2 テー マ 女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう。

3 活動の重点 家庭、社会、職場において次のような考え方が残っていないかこの機会に見直しを行う。

- 「男の子だから」「女の子だから」というしつけをしていないか。
- 子供の教育レベルを「男の子」は大学まで「女の子」は短大までと区別していないか。
- 大学等における専攻分野について「女子は人文科学系」と親や女子自身が限定していないか。
- 仕事を選ぶ時、自分が何をやりたいかを考えずに「女性向きの仕事」を探していないか。
- 家庭において家事・育児・老人の世話は妻だけの仕事と考えていないか。
- 職場では、「女性」は補助的な仕事と限定していないか。
- 社会的活動の場において、「男性」と「女性」の役割を固定的に考えていないか。
- 女子自身が「女だから」とあきらめていないか。

4 期 間 昭和62年4月10日～16日

5 主 唱 労働省

6 協力を依頼する機関、団体

関係官公庁、地方公共団体、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関、その他

7 主唱機関の行うこと

- 本週間の趣旨に沿った諸活動の推進
- 資料作成
- 広報啓発活動

8 関係機関・団体等への協力依頼事項

- 本活動の趣旨に沿った各種活動の実施
- 主唱機関の実施する諸活動への協力、参加